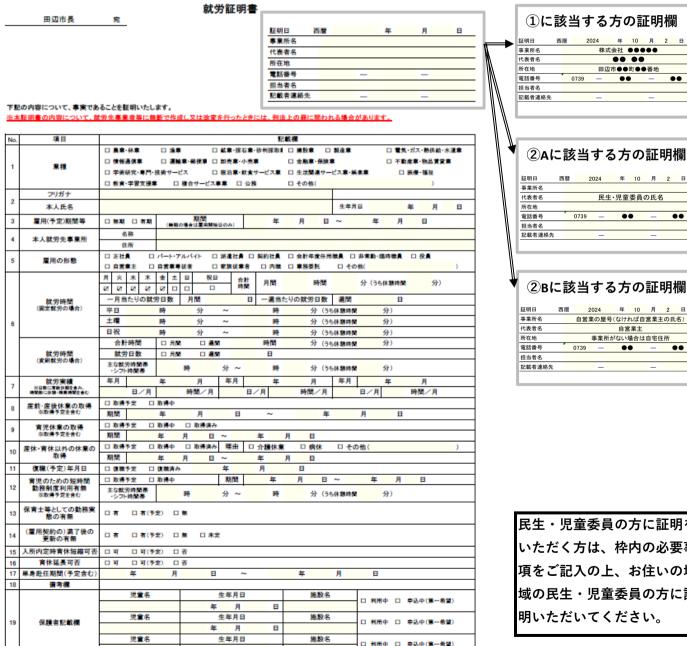
自営業・専従者の方は、令和5年分の確定申告(第一表・第二表)等の

控え(写し可)を添付することで、民生・児童委員による証明を省略することができます。

就労形態により、下記のいずれかで証明してください。

- ① 雇用されている方(正社員・パート等)、内職、親族が経営する法人化された会社に雇用されている方 事業所で証明していただいてください。
- ② ①の形態に該当しない職業の方、自営業の方、親族が経営する法人以外の事業所に雇用されている方 下記ABどちらかを選択してください。
 - A 証明欄は民生・児童委員が記載(添付書類は不要)
 - 証明欄は事業主が記載 + 令和5年分の確定申告(第一表・第二表)等の控えを添付



民生・児童委員の方に証明を いただく方は、枠内の必要事 項をご記入の上、お住いの地 域の民生・児童委員の方に証 明いただいてください。

裏面あり